

# 大阪府アドプト・プログラム実施要領

## 1 目的・意義

大阪府アドプト・プログラムは、大阪府が管理する道路・橋梁等、一級河川・二級河川等の一定区間において、地元自治会や企業等の団体が自主的に清掃等の美化活動を行うことを支援し、地域に愛されるきれいな道路づくりや美しい河川環境づくりに取り組むことを目的とする。また、これらの活動を通じて、地域協働を推進する。

## 2 用語の定義

- (1) 『道路・橋梁等』とは、大阪府が管理する道路及び橋梁や歩道橋を含むものをいう。
- (2) 『一級河川・二級河川等』とは、大阪府が管理する一級河川・二級河川、河川法第16条の3の規定に基づき市町村が工事等を行う河川、「大阪府土木行政に係る事務処理の特例に関する条例」により市が管理する河川及び府が整備を行った砂防施設の存する河川をいう。
- (3) 『アドプト・ロード』とは、道路・橋梁等において行うアドプト・プログラムをいう。
- (4) 『アドプト・リバー』とは、一級河川・二級河川等において行うアドプト・プログラムをいう。
- (5) 『美化活動』とは、清掃、除草及び花栽培等をいう。
- (6) 『土木事務所等』とは、参加団体の美化活動区間を管轄する大阪府の各土木事務所、西大阪治水事務所及び寝屋川水系改修工営所をいう。
- (7) 『参加団体』とは、土木事務所等の所長が大阪府アドプト・プログラムへの参加申込書を受理し、協定を締結した団体をいう。
- (8) 『美化活動区間』とは、参加団体が設定した美化活動を行う道路・橋梁等、一級河川・二級河川等の区間をいう。
- (9) 『市町村』とは、美化活動区間が存する市、町又は村をいう。
- (10) 『サインボード』とは、参加団体及び美化活動区間等を表示するために、土木事務所等が設置する看板をいう。

## 3 活動及び支援の内容

- (1) 参加団体、市町村及び土木事務所等は次の内容の活動又は支援を行う。
  - ①参加団体は、美化活動区間において、アドプト・ロードでは月1回程度、アドプト・リバーでは年3回程度の美化活動を行う。

②市町村は、参加団体が美化活動で回収したごみを適正に処理する。

③土木事務所等は、清掃道具の提供を行う。

④土木事務所等は、サインボードを設置する。

⑤土木事務所等は、参加団体が他の類似の保険に加入しておらず、参加団体から依頼があった場合には、参加団体の美化活動中の事故等に備えた保険に加入し、その費用を負担することができる。

(2) (1)②から⑤については、参加団体、市町村及び土木事務所等が協議の上、その役割分担を変更することができる。

#### 4 参加申込

(1) 大阪府アドプト・プログラムに参加しようとする団体は、美化活動を行おうとする道路・橋梁等、一級河川・二級河川等の管理者である土木事務所等の所長に参加申込書（様式1）を提出する。

(2) 土木事務所等の所長は、(1)の参加申込書の提出を受けたときは、当該団体及び市町村と美化活動内容、美化活動区間、役割分担等について協議を行い、次の審査基準を満たす場合は、参加申込書を受理する。

#### 5 審査基準

(1) 大阪府アドプト・プログラムの目的に合致していること。

(2) 美化活動が営利を目的としていないこと。

(3) 原則として、自治会、企業等の団体からの申し込みであること。

(4) 参加しようとする団体又はその代表者等が次に当てはまらないこと。

①大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号から第4号に規定する暴力団等である場合。

②各法令違反等により業務停止や許可の取消し、入札参加停止措置等、期間を定めた行政処分等を受けている場合。

③公序良俗に反する活動を行っている又はそのおそれのある場合。

④15歳以下（中学生以下）のみで美化活動をする場合。

⑤その行為が大きく社会の関心を集め、府民に不安を与える事象となっている場合その他知事が不相当と認める場合。

(5) 美化活動の回数・内容

①アドプト・ロードでは月1回程度、アドプト・リバーでは年3回程度の美化活動が行えること（大阪府及び市町村が呼びかけて行う各種一斉清掃活動等を含む。）。

②美化活動の内容が安全上問題ないこと。

③美化活動の内容が交通安全上、道路管理上、河川管理上又は法令上支障をきたさないこと。

④美化活動の内容が大阪府、市町村の各種計画上支障をきたさないこと。

⑤市町村がごみの処理について協力すること。

⑥歩道、植樹帯等をアドプト・ロード以外の目的で利用しないこと。

(6) 美化活動の内容に花栽培を含む場合は次のとおりとする。

①花栽培の形状が菜園的でないこと（収穫が発生するいわゆる生(な)り物は禁止。）。

②原則として樹木は認めない。

③花の種類が統一されるなど、景観との整合が十分に図られるよう配慮すること。

④花栽培が付近の自然生態系に悪影響を及ぼさないこと。

⑤花栽培の内容について、土木事務所等が必要な事項を十分把握できるようにすること。

⑥花の種子は、参加団体が用意すること。

⑦栽培された花については、売買や個人的な観賞用として利用されないこと。

⑧栽培する場所が道路管理上又は河川管理上支障をきたさない場所であること。

⑨草花の成長が早く、枝や茎が歩道や車道まで短期間で到達するものや、成長すると視距が遮られる等の通行に支障をきたすおそれのあるものを栽培しないこと。

(7) 美化活動区間は連続した歩道又は河川敷の一定区間であること。

(8) 清掃道具を適正に使用、保管すること。

(9) その他

①美化活動で回収されるごみを適正に処理すること。

②その他、美化活動実施上の問題がないこと。

## 6 協定の締結

(1) 参加しようとする団体、市町村及び土木事務所等は、美化活動の目的、美化活動区間、役割分担、活動中の安全及び協定の解除等について定めた大阪府アドプト・プログラムに関する協定書（様式2）を締結する。

(2) (1)の協定締結に際し、参加しようとする団体、市町村及び土木事務所等は、参加しようとする団体の美化活動の詳細やその他の取決めについて協議し、これを実施計画書（様式3）として定める。

## 7 認定証の交付

土木事務所等の所長は、前条の協定を締結したときは、参加団体に対して認定証（様式4）の交付を行う。

## 8 サインボードの表記及びデザイン

(1) サインボードには、「大阪府アドプト・ロード〔又はリバー〕・〇〇〇」（〇〇〇の表記については、「路線名・河川名・地名等」とする。）、参加団体名、美化活動区間、市町村名及び土木事務所等の名称を表記する。

(2) (1)以外のサインボードのデザインについては、参加団体、市町村及び土木事務所等が協議して定めることができる。

## 9 報告等

(1) 参加団体は、美化活動中に事故等が発生した場合には、土木事務所等の所長又は市町村に報告を行う。

(2) 土木事務所等の所長及び市町村は、必要に応じて、美化活動の状況について参加団体に報告を求める。

## 10 活動の休止

(1) 大阪府アドプト・プログラムを休止しようとする団体は、所管する土木事務所等の所長に休止届（様式5）を提出する。

(2) 休止できる期間は1年単位で最長2年とする。

(3) 休止期間中は、土木事務所等から清掃道具の提供やボランティア保険の加入等の支援はしない。

(4) 活動を再開する場合は、土木事務所等に連絡するものとする。

## 11 活動の終了

(1) 大阪府アドプト・プログラムを終了しようとする参加団体は、所管する土木事務所等の所長に協定解除届（様式6）を提出し、協定解除届の提出を受けた土木事務所等の所長は協定を解除する。

(2) 参加団体又はその代表者等が次の場合は、土木事務所等の所長が協定を解除する。

① 暴排条例第2条第1号から第4号に規定する暴力団等であることが判明した場合。

② 暴排条例第14条又は第15条に規定する利益供与等が判明した場合。

③美化活動の休止期間が2年を超える場合。

(3) 参加団体又はその代表者等が次の場合は、その事実を確認のうえ、土木事務所等の所長が協定を解除する。

①公序良俗に反する活動を行っている又はそのおそれのある場合。

②その行為が大きく社会の関心を集め、府民に不安を与える事象となっている場合その他知事が不相当と認める場合。

(4) 参加団体又はその代表者等が次の場合は、参加団体と土木事務所等で協議し、改善が見られない場合、土木事務所等の所長が協定を解除する。

①第12の活動に際して守るべきルール(禁止事項)に違反した場合。

②1年間のうち一度も連絡に応じない又は連絡が取れない若しくは活動実態が確認できない場合。ただし、休止期間を除く。

③実施計画書に基づく美化活動を実施せず、美化活動の継続が困難であると認められる場合。

(5) (3)又は(4)において、参加団体又はその代表者等が連絡に応じない又は連絡が取れない場合、協議に応じない又は協議が整わない場合は、土木事務所等の所長が協定を解除する。

(6) 協定を解除した時は、土木事務所等の所長が、参加団体及び市町村に協定解除の通知(様式7)を行い、サインボードを撤去する。

## 12 活動に際して守るべきルール(禁止事項)

(1) 場所やものの私物化・個人の楽しみや利益の優先

(2) 個人や活動団体のものの常時設置

(3) 企業等の宣伝看板や広告を設置・掲示

(4) 土地や管理施設の形状の変更

(5) 植樹や野菜・果物の栽培

(6) アドプト・ロードにおける草刈り機の使用

## 13 その他

この要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、参加団体、市町村及び土木事務所等で協議して定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要領は、令和4年12月13日から施行する。
- 2 平成13年4月1日から施行した「大阪府アドプト・ロード・プログラム実施要領」及び平成14年4月1日から施行した「大阪アドプト・リバー・プログラム実施要領」に基づき協定を締結したアドプト・プログラムについては、この要領を適用する。

### (経過措置)

- 3 この要領の「第11活動の終了」の適用に同意いただけない参加団体に関しては、なお従前の例による。

### (廃止)

- 4 「大阪府アドプト・ロード・プログラム実施要領」及び「大阪アドプト・リバー・プログラム実施要領」は廃止する。

# 参加申込書

〇〇〇〇〇事務所長 様

「大阪府アドプト・プログラム」への参加を申込みます。

道路〔又は河川〕名 \_\_\_\_\_

区 間 \_\_\_\_\_ から

\_\_\_\_\_ まで

希望名称 \_\_\_\_\_ アドプト・ロード〔又はリバー〕・

\_\_\_\_\_ 〇〇〇〇〇

参加者 \_\_\_\_\_ 別添参加者名簿のとおり

令和 年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

氏名(自署) \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

※大阪府担当者から、裏面の審査基準及び禁止事項の説明を受け、理解したうえで申込みます。

## 裏面

(様式1)

## 大阪府アドプト・プログラム

## ○審査基準

番号	内容
(1)	大阪府アドプト・プログラムの目的に合致していること。
(2)	美化活動が営利を目的としていないこと。
(3)	原則として、自治会、企業等の団体からの申し込みであること。
(4)	参加しようとする団体又はその代表者等が次に当てはまらないこと。
①	大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号から第4号に規定する暴力団等である場合。
②	各法令違反等により業務停止や許可の取消し、入札参加停止措置等、期間を定めた行政処分等を受けている場合。
③	公序良俗に反する活動を行っている又はそのおそれのある場合。
④	15歳以下（中学生以下）のみで美化活動をする場合。
⑥	その行為が大きく社会の関心を集め、府民に不安を与える事象となっている場合その他知事が不適当と認める場合。
(5)	美化活動の回数・内容
①	アドプト・ロードでは月1回程度、アドプト・リバーでは年3回程度の美化活動が行えること（大阪府及び市町村が呼びかけて行う各種一斉清掃活動等を含む。）。
②	美化活動の内容が安全上問題ないこと。
③	美化活動の内容が交通安全上、道路管理上、河川管理上又は法令上支障をきたさないこと。
④	美化活動の内容が大阪府、市町村の各種計画上支障をきたさないこと。
⑤	市町村がごみの処理について協力すること。
⑥	歩道、植樹帯等をアドプト・ロード以外の目的で利用しないこと。
(6)	美化活動の内容に花栽培を含む場合は次のとおりとする。
①	花栽培の形状が菜園的でないこと（収穫が発生するいわゆる生(な)り物は禁止。）。
②	原則として樹木は認めない。
③	花の種類が統一されるなど、景観との整合が十分に図られるよう配慮すること。
④	花栽培が付近の自然生態系に悪影響を及ぼさないこと。
⑤	花栽培の内容について、土木事務所等が必要な事項を十分把握できるようにすること。
⑥	花の種子は、参加団体が用意すること。
⑦	栽培された花については、売買や個人的な観賞用として利用されないこと。
⑧	栽培する場所が道路管理上又は河川管理上支障をきたさない場所であること。
⑨	草花の成長が早く、枝や莖が歩道や車道まで短期間で到達するものや、成長すると視距が遮られる等の通行に支障をきたすおそれのあるものを栽培しないこと。
(7)	美化活動区間は連続した歩道又は河川敷の一定区間であること。
(8)	清掃道具を適正に使用、保管すること。
(9)	その他
①	美化活動で回収されるごみを適正に処理すること。
②	その他、美化活動実施上の問題がないこと。

## ○守るべきルール(禁止事項)

番号	内容
(1)	場所やものの私物化・個人の楽しみや利益の優先
(2)	個人や活動団体のものの常時設置
(3)	企業等の宣伝看板や広告を設置・掲示
(4)	土地や管理施設の形状の変更
(5)	植樹や野菜・果物の栽培
(6)	アドプト・ロードにおける草刈り機の使用



別 添

参加者名簿

	氏名	住所	電話番号	備考
1				代表者
2				連絡担当者
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

## 大阪府「アドプト・ロード・〇〇〇〇」協定書

〇〇〇〇府道〇〇〇〇線（以下「府道」という。）の一定区間における歩道及び植樹帯の清掃・除草及び花栽培等の美化活動（以下「美化活動」という。）について、〇〇〇〇（以下「甲」という。）、〇〇市〔町村〕（以下「乙」という。）、大阪府〇〇〇〇〇事務所（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲乙丙が相互に協力して、地域に愛されるきれいな道路づくりや地域の環境美化の推進に取り組むことを目的とする。

### （実施区間）

第2条 甲は、次の区間の美化活動を行う。

〇〇〇〇府道 〇〇〇〇線  
〇〇市〔町村〕 〇〇町〇〇丁目〇ー〇から  
〇〇市〔町村〕 〇〇町〇丁目〇ー〇まで

### （役割分担）

第3条 甲乙丙の役割分担は次のとおりとする。

- (1) 甲は、原則として月1回程度の美化活動を行う。なお、乙又は丙が呼びかけて行う各種一斉清掃活動に参加した場合も美化活動回数に含めることができる。
- (2) 乙は、甲が回収したごみを適正に処理する。
- (3) 丙は甲に対して、清掃や除草に必要な道具の提供を行う。
- (4) 丙は、甲の名称及び美化活動区間等を表示したサインボードを設置する。
- (5) 丙は、甲から依頼があった場合は、甲の美化活動中の事故等に備えた保険に加入し、その費用を負担する。
- (6) 甲乙丙は、協議して、美化活動の詳細及びその他の取り決め（以下「実施計画書」という。）を定める。

### （美化活動中の安全及び配慮）

第4条 甲は、美化活動にあたり、道路通行の障害にならないように注意するとともに、安全には十分配慮する。

2 甲の美化活動中の第三者との紛争については、甲において処理する。

### （活動の休止）

第5条 甲は、美化活動の継続が一時的に困難となった場合は、丙に対し活動の休止を申し出て、休止することができる。

2 甲が活動を休止することができる期間は、1年単位で最長2年とする。

### （協定の解除）

第6条 甲は、大阪府アドプト・プログラムを終了しようとする場合、丙に協定解除届を提出し、協定解除届の提出を受けた丙は協定を解除する。

2 甲又はその代表者等が次の場合は、丙が協定を解除する。

- (1) 大阪府暴力団排除条例第2条第1号から第4号に規定する暴力団等であることが判明した場合。
- (2) 大阪府暴力団排除条例第14条又は第15条に規定する利益供与等が判明した場合。
- (3) 美化活動の休止期間が2年を超える場合。

3 甲又はその代表者等が次の場合は、その事実を確認のうえ、丙が協定を解除する。

- (1) 公序良俗に反する活動を行っている又はそのおそれのある場合。
  - (2) その行為が大きく社会の関心を集め、府民に不安を与える事象となっている場合その他知事が不相当と認める場合。
- 4 甲又はその代表者等が次の場合は、甲丙で協議し、改善が見られない場合、丙が協定を解除する。
- (1) 活動に際して守るべきルール(禁止事項)に違反した場合。
  - (2) 1年間のうち一度も連絡に応じない又は連絡が取れない若しくは活動実態が確認できない場合。ただし、休止期間を除く。
  - (3) 実施計画書に基づく美化活動を実施せず、美化活動の継続が困難であると認められる場合。
- 5 第3項又は第4項において、甲又はその代表者等が連絡に応じない又は連絡が取れない場合、協議に応じない又は協議が整わない場合は、丙が協定を解除する。
- 6 協定を解除した時は、丙が、甲及び乙に協定解除の通知を行い、サインボードを撤去する。
- 7 協定解除に伴い、甲が活動のために設置した施設等の撤去が必要であると、丙が認める場合は、甲に撤去を求めることができる。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙丙で協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 〇〇〇〇  
代表者 〇〇 〇〇

乙 〇〇市〔町村〕  
代表者 〇〇市〔町村〕長 〇〇 〇〇

丙 大阪府  
代表者 大阪府〇〇〇〇事務所長 〇〇 〇〇

## 大阪府「アドプト・リバー・〇〇〇〇」協定書

一級河川・二級河川等〇〇川（以下「河川」という。）の一定区間における河川管理用通路、堤防表・裏法面、及び高水敷の清掃・除草及び花栽培等の美化活動（以下「美化活動」という。）について、〇〇〇〇（以下「甲」という。）、〇〇市〔町村〕（以下「乙」という。）、大阪府〇〇〇〇〇事務所（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲乙丙が相互に協力して、地域に愛される美しい河川環境づくりや地域の環境美化の推進に取り組むことを目的とする。

### （実施区間）

第2条 甲は、次の区間の美化活動を行う。  
〇〇市〔町村〕〇〇町〇〇丁目〇-〇から  
〇〇市〔町村〕〇〇町〇丁目〇-〇まで

### （役割分担）

第3条 甲乙丙の役割分担は次のとおりとする。  
(1) 甲は、原則として年3回程度の美化活動を行う。なお、乙又は丙が呼びかけて行う各種一斉清掃活動に参加した場合も美化活動回数に含めることができる。  
(2) 乙は、甲が回収したごみを適正に処理する。  
(3) 丙は甲に対して、清掃や除草に必要な道具の提供を行う。  
(4) 丙は、甲の名称及び美化活動区間等を表示したサインボードを設置する。  
(5) 丙は、甲から依頼があった場合は、甲の美化活動中の事故等に備えた保険に加入し、その費用を負担する。  
(6) 甲乙丙は、協議して、美化活動の詳細及びその他の取り決め（以下「実施計画書」という。）を定める。

### （美化活動中の安全及び配慮）

第4条 甲は、美化活動にあたり、天候に注意し、大雨洪水注意報発令時や河川の増水時には活動を中止するなど、安全には十分配慮する。  
2 甲の美化活動中の第三者との紛争については、甲において処理する。

### （活動の休止）

第5条 甲は、美化活動の継続が一時的に困難となった場合は、丙に対し活動の休止を申し出て、休止することができる。  
2 甲が活動を休止することができる期間は、1年単位で最長2年とする。

### （協定の解除）

第6条 甲は、大阪府アドプト・プログラムを終了しようとする場合、丙に協定解除届を提出し、協定解除届の提出を受けた丙は協定を解除する。  
2 甲又はその代表者等が次の場合は、丙が協定を解除する。  
(1) 大阪府暴力団排除条例第2条第1号から第4号に規定する暴力団等であることが判明した場合。  
(2) 大阪府暴力団排除条例第14条又は第15条に規定する利益供与等が判明した場合。  
(3) 美化活動の休止期間が2年を超える場合。  
3 甲又はその代表者等が次の場合は、その事実を確認のうえ、丙が協定を解除する。  
(1) 公序良俗に反する活動を行っている又はそのおそれのある場合。

(2) その行為が大きく社会の関心を集め、府民に不安を与える事象となっている場合その他知事が不相当と認める場合。

4 甲又はその代表者等が次の場合は、甲丙で協議し、改善が見られない場合、丙が協定を解除する。

(1) 活動に際して守るべきルール(禁止事項)に違反した場合。

(2) 1年間のうち一度も連絡に応じない又は連絡が取れない若しくは活動実態が確認できない場合。ただし、休止期間を除く。

(3) 実施計画書に基づく美化活動を実施せず、美化活動の継続が困難であると認められる場合。

5 第3項又は第4項において、甲又はその代表者等が連絡に応じない又は連絡が取れない場合、協議に応じない又は協議が整わない場合は、丙が協定を解除する。

6 協定を解除した時は、丙が、甲及び乙に協定解除の通知を行い、サインボードを撤去する。

7 協定解除に伴い、甲が活動のために設置した施設等の撤去が必要であると、丙が認める場合は、甲に撤去を求めることができる。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙丙で協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 ○○○○  
代表者 ○○ ○○

乙 ○○市〔町村〕  
代表者 ○○市〔町村〕長 ○○ ○○

丙 大阪府  
代表者 大阪府○○○○事務局長 ○○ ○○

## 「アドプト・ロード・〇〇〇〇」実施計画書

### 1. 名称

アドプト・ロード・〇〇〇〇

### 2. 美化活動区間

#### (1) 路線名

〇〇〇府道 〇〇〇〇線

#### (2) 区間

〇〇市〔町村〕〇〇町〇丁目〇ー〇から

〇〇市〔町村〕〇〇町〇丁目〇ー〇まで（別図－1）

### 3. 参加団体名及び参加団体の構成

#### (1) 参加団体名 〇〇〇〇

代表者 〇〇 〇〇

#### (2) 参加団体の構成

【別紙－1】参加者名簿のとおり

### 4. 美化活動の詳細

#### (1) 美化活動の内容は以下のとおりとする。

- ・区間内の歩道部の清掃、除草
- ・区間内の植樹帯の花植え

花植え箇所は(別図－2)のとおりとする。

また、植えた草花については道路の一部として取り扱い、大阪府〇〇〇〇事務所（以下「〇〇〇〇事務所」という。）が道路を維持管理するうえで支障となる場合は撤去することに同意する。

#### (2) 美化活動は、月1回程度行うものとする。

#### (3) 参加団体は美化活動区間の歩道部を「アドプト・ロード・〇〇」以外の目的で使用しない。

## 5. ごみの処理等の方法

- (1) 美化活動に伴い発生したごみについては、〇〇市〔町村〕が回収するものとする。  
また、ごみの処理方法は、〇〇市〔町村〕の規定によるものとする。ただし、別表に定める適正処理困難物及び持ち出し禁止物については収集しないものとする。
- (2) 前号ただし書きに規定する適正処理困難物及び持ち出し禁止物、並びに危険を伴うごみ（有害物質等）などについては、各道路管理者である〇〇〇〇事務所及び〇〇市〔町村〕に連絡し、処理等について相談するものとする。

### 別表

ガスボンベ類・廃油・石油類・農薬類・塗料・殺虫剤などの薬剤・火薬類・建築廃材・かわら・ブロック・レンガ・コンクリート・畳・土砂・消火器・オートバイ・ピアノ類・タイヤ・バッテリー・車の部品・仏壇・農機具・太陽熱温水器・耐火金庫・テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵（冷凍）庫など

## 6. 提供する清掃道具の取扱

〇〇〇〇事務所から提供した清掃道具は参加団体において、適正に使用、保管を行う。

## 7. 損害保険の取扱

- (1) 美化活動中の偶然な事故により被った傷害等については、〇〇市〔町村〕自治会活動災害保険の適用を受けるものとする。
- (2) 大阪府が契約する損害保険への加入を行っている場合、その適用を受けるものとする。
- (3) 参加団体は、前号の保険の適用を受けるために、〇〇〇〇事務所に活動日と参加人数及び名簿を提出するなど、必要な事務連絡を行う。

## 8. サインボードの設置等

- (1) サインボードの作成、設置及び管理は、〇〇〇〇事務所が行う。
- (2) 「アドプト・ロード・〇〇」の協定が解除された場合は、〇〇〇〇事務所がサインボードを撤去する。

## 9. 美化活動中の安全の確保

- (1) 参加団体は、美化活動中の安全対策、予防策等を適切に行う。
- (2) 参加団体は、作業の安全については、美化活動開始前に参加者全員に徹底する。
- (3) 参加団体の美化活動において、15歳以下（中学生以下）の者が美化活動を行う場合は、必ず成人の参加者を含むものとする。

(4) 参加団体は、危険を伴う作業が生じる場合又は美化活動に安全上の問題が生じた場合など、〇〇市〔町村〕又は〇〇〇〇事務所に連絡し相談する。

(5) 美化活動中の安全の確保に関して、〇〇〇〇事務所及び〇〇市〔町村〕は、必要に応じて、参加団体に対して、助言ができるものとする。

#### 10. 交通の安全の確保

(1) 美化活動中の美化活動区間の歩行者、車両等の道路交通上の安全の確保は、参加団体において適切に行う。

(2) 美化活動に使用する車両等は、道路交通上支障になる場所に駐車しない。

(3) 道路交通上の危険が生じる場合又は道路交通の安全上の問題が生じた場合などは、参加団体は、各道路管理者である〇〇〇〇事務所及び〇〇市〔町村〕に連絡し相談する。

(4) 美化活動中の道路交通上の安全の確保に関して、〇〇〇〇事務所及び〇〇〔町村〕市は、必要に応じて、参加団体に対して、助言ができるものとする。

#### 11. 報告等

(1) 美化活動中に事故等が発生した場合は、速やかに〇〇〇〇事務所及び〇〇市〔町村〕に連絡し、報告するものとする。

(2) 〇〇〇〇事務所及び〇〇市〔町村〕は、必要に応じて参加団体に美化活動の状況等について、報告を求めることができるものとする。

#### 12. 道路管理上及び法令上の措置

美化活動区間において道路管理上又は法令上その他の必要が生じた場合は、各道路管理者である〇〇〇〇事務所及び〇〇市〔町村〕は、適切な措置を行うものとする。

#### 13. 参加団体、〇〇市〔町村〕及び〇〇〇〇事務所の連絡担当者名等

(1) 参加団体、〇〇市〔町村〕及び〇〇〇〇事務所の連絡先、住所、担当者等は【別紙-2】のとおりとする。

(2) 上記の連絡先、担当者等に変更が生じた場合は、相互に連絡するものとする。

#### 14. その他

実施計画書の内容の変更については、参加団体、〇〇市〔町村〕又は〇〇〇〇事務所の申し出により、三者協議して行うものとする。



## 参加者名簿

	氏名	住所	電話番号	備考
1				代表者
2				連絡担当者
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

「アドプト・ロード・〇〇〇〇」連絡担当者名等

(1)参加団体

〇〇自治会

代表者 〇〇〇〇

電 話 〇〇〇〇

住 所 〇〇〇〇

(2)〇〇市〔町村〕

担当部局 〇〇部 〇〇課 〇〇係

担当者 〇〇 〇〇

電 話 〇〇〇〇

住 所 〇〇〇〇

(3)大阪府〇〇〇〇事務所

担当部局 〇〇課 〇〇グループ

担当者 〇〇 〇〇

電 話 〇〇〇〇

住 所 〇〇〇〇

## 「アドプト・リバー・〇〇〇〇」実施計画書

### 1. 名称

アドプト・リバー・〇〇〇〇

### 2. 美化活動区間

#### (1) 河川名

一級〔又は二級〕河川〇〇川

#### (2) 区間

〇〇市〔町村〕〇〇町〇丁目〇ー〇から

〇〇市〔町村〕〇〇町〇丁目〇ー〇まで（別図－1）

### 3. 参加団体名及び参加団体の構成

#### (1) 参加団体名 〇〇〇〇

代表者 〇〇 〇〇

#### (2) 参加団体の構成

【別紙－1】参加者名簿のとおり

### 4. 美化活動の詳細

#### (1) 美化活動の内容は以下のとおりとする。

- ・区間内の清掃、除草
- ・区間内に設けられた花壇における花植え  
花植え箇所は(別図－2)のとおりとする。

また、植えた草花については河川の一部として取り扱い、大阪府〇〇〇〇事務所（以下「〇〇〇〇事務所」という。）が河川を維持管理するうえで支障となる場合は撤去することに同意する。

#### (2) 美化活動は、年3回程度行うものとする。

#### (3) 参加団体は美化活動区間の河川敷を「アドプト・リバー・〇〇」以外の目的で使用しない。

### 5. ごみの処理等の方法

#### (1) 美化活動に伴い発生したごみについては、〇〇市〔町村〕が回収するものとする。

また、ごみの処理方法は、〇〇市〔町村〕の規定によるものとする。ただし、別表に定める適正処理困難物及び持ち出し禁止物については収集しないものとする。

(2) 前号ただし書きに規定する適正処理困難物及び持ち出し禁止物、並びに危険を伴うごみ（有害物質等）などについては、各道路管理者である〇〇〇〇事務所及び〇〇市〔町村〕に連絡し、処理等について相談するものとする。

#### 別表

ガスボンベ類・廃油・石油類・農薬類・塗料・殺虫剤などの薬剤・火薬類・建築廃材・かわら・ブロック・レンガ・コンクリート・畳・土砂・消火器・オートバイ・ピアノ類・タイヤ・バッテリー・車の部品・仏壇・農機具・太陽熱温水器・耐火金庫・テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵（冷凍）庫など
---

#### 6. 提供する清掃道具の取扱

〇〇〇〇事務所から提供した清掃道具は参加団体において、適正に使用、保管を行う。

#### 7. 損害保険の取扱

(1) 活動中の偶然な事故により被った傷害等については、〇〇市〔町村〕自治会活動災害保険の適用を受けるものとする。

(2) 大阪府が契約する損害保険への加入を行っている場合、その適用を受けるものとする。

(3) 参加団体は、前号の保険の適用を受けるために、〇〇〇〇事務所に活動日と参加人数及び名簿を提出するなど、必要な事務連絡を行う。

#### 8. サインボードの設置等

(1) サインボードの作成、設置及び管理は、〇〇〇〇事務所が行う。

(2) 「アドプト・リバー・〇〇」の協定が解除された場合は、〇〇〇〇事務所がサインボードを撤去する。

#### 9. 美化活動中の安全の確保

(1) 参加団体は、美化活動中の安全対策、予防策等を適切に行う。

(2) 参加団体は、作業の安全については、美化活動開始前に参加者全員に徹底する。

(3) 参加団体の美化活動において、15歳以下（中学生以下）の者が美化活動を行う場合は、必ず成人の参加者を含むものとする。

(4) 参加団体は、危険を伴う作業が生じる場合又は美化活動に安全上の問題が生じた場合など、〇〇市〔町村〕又は〇〇〇〇事務所に連絡し相談する。

(5) 美化活動中の安全の確保に関して、〇〇〇〇事務所及び〇〇市〔町村〕は、必要に応じて、参加団体に対して、助言ができるものとする。

#### 10. 交通の安全の確保

(1) 美化活動中の美化活動区間の歩行者、車両等の道路交通上の安全の確保は、参加団体において適切に行う。

(2) 美化活動に使用する車両等は、道路交通上支障になる場所に駐車しない。

(3) 道路交通上の危険が生じる場合又は道路交通の安全上の問題が生じた場合などは、参加団体は、各道路管理者である〇〇〇〇事務所及び〇〇市〔町村〕に連絡し相談する。

(4) 美化活動中の道路交通上の安全の確保に関して、〇〇〇〇事務所及び〇〇市〔町村〕は、必要に応じて、参加団体に対して、助言ができるものとする。

#### 11. 報告等

(1) 美化活動中に事故等が発生した場合は、速やかに〇〇〇〇事務所及び〇〇市〔町村〕に連絡し、報告するものとする。

(2) 〇〇〇〇事務所及び〇〇市〔町村〕は、必要に応じて参加団体に美化活動の状況等について、報告を求めることができるものとする。

#### 12. 河川管理上及び法令上の措置

美化活動区間において河川管理上又は法令上その他の必要が生じた場合は、各河川管理者である〇〇〇〇事務所は、適切な措置を行うものとする。

#### 13. 参加団体、〇〇市〔町村〕及び〇〇〇〇事務所の連絡担当者名等

(1) 参加団体、〇〇市〔町村〕及び〇〇〇〇事務所の連絡先、住所、担当者等は【別紙-2】のとおりとする。

(2) 上記の連絡先、担当者等に変更が生じた場合は、相互に連絡するものとする。

#### 14. その他

実施計画書の内容の変更については、参加団体、〇〇市〔町村〕又は〇〇〇〇事務所の申し出により、三者協議して行うものとする。

## 参加者名簿

	氏名	住所	電話番号	備考
1				代表者
2				連絡担当者
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

「アドプト・リバー・〇〇〇〇」連絡担当者名等

(1)参加団体

〇〇自治会

代表者 〇〇〇〇

電 話 〇〇〇〇

住 所 〇〇〇〇

(2)〇〇市〔町村〕

担当部局 〇〇部 〇〇課 〇〇係

担当者 〇〇 〇〇

電 話 〇〇〇〇

住 所 〇〇〇〇

(3)大阪府〇〇〇〇事務所

担当部局 〇〇課 〇〇グループ

担当者 〇〇 〇〇

電 話 〇〇〇〇

住 所 〇〇〇〇



## 認 定 証

大阪府アドプト・ロード〔又はリバー〕・〇〇〇

〇〇〇〇〇 様  
(自治会名、企業名等)

貴団体の活動を「大阪府アドプト・ロード〔又はリバー〕・〇〇〇」と認定します

道路名〔又は河川名〕 \_\_\_\_\_

区 間 \_\_\_\_\_ から

\_\_\_\_\_ まで

年 月 日

大阪府〇〇〇〇〇所長



# 休 止 届

〇〇〇〇〇事務所長 様

〇〇〇市〔町村〕長 様

大阪府アドプト・ロード〔又はリバー〕・プログラムを下記期間において休止したいので届出します。

名 称 \_\_\_\_\_ アドプト・ロード〔又はリバー〕・

\_\_\_\_\_ 〇〇〇〇〇

休 止 期 間 \_\_\_\_\_ 〇〇年〇〇月〇〇日 から

\_\_\_\_\_ 〇〇年〇〇月〇〇日 まで

休 止 理 由 \_\_\_\_\_

年 月 日

団 体 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 (自 署) \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

活動再開確認欄 (大阪府担当者用)

活動再開日	確認日	担当者

## 協 定 解 除 届

〇〇〇〇〇事務所長 様

〇〇〇市〔町村〕長 様

大阪府アドプト・ロード〔又はリバー〕・プログラムの協定を解除したいので届出します。

名 称 \_\_\_\_\_ アドプト・ロード〔又はリバー〕・

〇〇〇〇〇  
\_\_\_\_\_

解 除 理 由 \_\_\_\_\_

年 月 日

団 体 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 ( 自 署 ) \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

(様式7)

〇〇第〇〇〇〇号

令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇  
〇〇 〇〇 様

〇〇市〔町村〕 市〔町村〕長	〇〇 〇〇 様
-------------------	---------

大阪府〇〇〇〇〇所長

所長 〇〇 〇〇

## アドプト・ロード〔又はリバー〕・〇〇〇〇〇〇〇の 協定解除について（通知）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで三者協定を締結した、アドプト・ロード〔又はリバー〕・〇〇〇〇〇〇〇について、今般、〇〇〇〇〇〇のため、大阪府「アドプト・ロード〔又はリバー〕・〇〇〇〇〇〇」協定書第6条第〇項第〇号に基づき、本協定を解除します。

### 《連絡先》

大阪府〇〇〇事務所 〇〇〇〇課

〇〇〇〇グループ

〇〇、〇〇

TEL : XXX-XXXX-XXXX (内線 : XXX)